

2025年12月5日
株式会社山梨中央銀行

暗号資産交換業者へのお振込の制限について

フィッシングや投資詐欺等において振込依頼人名を犯人名義に変更し、「暗号資産交換業者」宛に振込を行うケースが全国的に発生しています。

こうした被害を防止するため、下記のとおり、「暗号資産交換業者」へのお振込を一部制限させていただきます。

山梨中央銀行では、今後も特殊詐欺被害対策等の高度化を図るとともに、お客さまが安心してサービスを使える環境の構築に取り組んでまいります。

記

1. 制限内容

インターネットバンキングにおける「暗号資産交換業者」への振込時に、支払口座の名義と異なる「振込依頼人名」を入力した場合は、原則として振込不可とします。

＜振込依頼人名を入力した場合の振込可否の判定例＞

口座名義	振込依頼人名	判定	
ヤマナカ タロウ	ヤマナカ タロウ	完全一致	振込可
	123 ヤマナカ タロウ	数字 + 名前一致 ^{※1}	
	ABC ヤマナカ タロウ	英字 + 名前一致 ^{※2}	振込不可
	ヤマナカ ハナコ	名前不一致	
	TARO YAMANAKA	名前不一致	

※1 名前の前後に数字のみ付加される場合は振込可能。

※2 英字等が混在する場合は振込不可。

2. 開始日

2025年12月9日（火）

以上

＜お問い合わせ先＞

山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

[電話] 0120-201862 照会コード「9」

[受付時間] 月曜日～金曜日 9:00～17:00

（ただし、祝日・12/31～1/3は除きます。）